

# 京都市建設局所管の都市公園における地蔵像の設置許可基準

公園は市民が自由に利用できる貴重なオープンスペースであり、公園施設の設置は、公園の利用及び管理上必要なもの若しくはその機能を増進させるもののみ認められる。

このため、都市公園法施行令第5条第1項では、都市公園内に設置可能な修景施設として「彫像」を挙げており、宗教性を帯びない地蔵像は「彫像」に該当するが、その設置基準について、下記のとおり定めるものである。

## 記

地蔵像の設置については、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）で、以下の要件を全て満たすものに限り許可することができる。

- 1 設置の目的が、宗教的活動ではなく、地域の絆を深めるための必要不可欠なシンボルの存続に当たるものであり、当該公園の善良な利用促進に寄与すること。
- 2 地蔵像及びそれを納める最小限度の祠のみとし、付帯倉庫を有しないものであること。
- 3 維持管理は、設置者が行うこと。
- 4 当該公園内の町内及び公園外で設置箇所に隣接する町内について、設置に係る町内会の同意があること。

また、公園愛護協力会が結成されている公園については、同会の同意が得られること。

- 5 公園内の設置は、当該地蔵像の正式な設置箇所が確保されるまでの限定的な措置とし、設置者は公園外の設置場所の確保に努め、公園に設置されている間は、地蔵像の管理について全面的な責任を負うこと。
- 6 地蔵像の設置に関して苦情等が生じた場合、設置者の責任において解決すること。

## 附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この基準は、令和3年10月15日から施行する。